

日本海溝・千島海溝地震特措法改正案骨子案概要（案）

背景

令和3年12月に、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について科学的に想定し得る最大規模の地震を対象とした被害想定が公表

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について
南海トラフ地震特措法と同程度に対策を強化することが必要

法案の概要

第一 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定の観点

内閣総理大臣は、推進地域の指定に当たっては、科学的に想定し得る最大規模の地震を想定すること。

第二 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進協議会

関係指定行政機関の長等は、共同で、地震防災対策推進協議会を組織することができること。

第三 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域の指定等

- 1 内閣総理大臣は、推進地域のうち、津波避難対策を特に強化すべき地域を、特別強化地域として指定するものとする。
- 2 特別強化地域の指定があった関係市町村長は、津波避難対策緊急事業計画を作成することができること。
- 3 津波避難対策緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等を設けること。
 - ・ 津波からの避難場所及び避難経路の整備費用の嵩上げ1/2等→2/3
- 4 津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業に係る特例措置を設けること。
 - ・ 移転施設の整備に係る財政上の配慮
 - ・ 農地法の特例
 - ・ 集団移転促進法の特例
 - ・ 国土利用計画法等の協議等の配慮
 - ・ 地方財政法の特例（地方債）

南海トラフ特措法と同程度に対策を強化するための規定の整備

第四 特別強化地域における特別の配慮

国及び地方公共団体は、特別強化地域における避難場所、避難経路その他の津波避難対策上緊急に整備すべき施設等の整備等について、積雪寒冷地域の必要な機能が確保されるよう、特に配慮しなければならないこと。

第五 その他

その他所要の規定を整備すること。